

区域計画の変更の認定申請書

令和8年5月 日

内閣総理大臣 殿

関西圏国家戦略特別区域会議

令和7年11月28日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特区支援利子補給金の支給事業」に1事業追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 20 別紙

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 8 年 5 月 日
関西圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (25) 略

(26) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援

(国家戦略特別区域法第 28 条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

① 略

② 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成に資する物流拠点機能強化等事業

スイスポートジャパン株式会社が、関西国際空港の既存倉庫において、医薬品専用施設の拡充や、物流GX・DXに資する自動化等設備の導入及び、貨物オペレーションの効率化により、医薬品の海外展開などの物流拠点機能強化を図る、地域産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 号チに該当するもの）を行うことにより、健康・医療分野のほか、チャレンジングな人材や企業等の集まるビジネス環境における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

以下 略

新旧対照表

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(25) 略</p> <p>(26) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援 (国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)</p> <p>① 略</p> <p>② <u>健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成に資する物流拠点機能強化等事業</u> <u>スイスポートジャパン株式会社が、関西国際空港の既存倉庫において、医薬品専用施設の拡充や、物流GX・DXに資する自動化等設備の導入及び、貨物オペレーションの効率化により、医薬品の海外展開などの物流拠点機能強化を図る、地域産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、健康・医療分野のほか、チャレンジングな人材や企業等の集まるビジネス環境における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(25) 略</p> <p>(26) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援 (国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)</p> <p>① 略</p> <p>[加える。]</p> <p>以下 略</p>